

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年3月9日(水)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	松下 太葵 君	委員	藤田 直仁 君
委員	松枝 正浩 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	仮屋 国治 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員	久木田 大和 君	委員外議員	野村 和人 君
委員外議員	塩井川 公子 君	委員外議員	鈴木 てるみ 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	総務部参事兼総務課長	小倉 正実 君
総務課主幹	鎌田 富美代 君	総務課人事研修グループ主任主事	徳丸 慎一 君
税務課長	浮邊 文弘 君	税務課固定資産税グループ長	用貝 大星 君
税務課固定資産税グループ主任主事	佐々木 宏大 君	財産管理課長	田上 哲夫 君
企画部長	出口 竜也 君	地域政策課長	藤崎 勝清 君
地域政策課主幹	貴島 俊一 君		
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
環境衛生課長	楠元 聡 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	山口 留美子 君
環境衛生課主幹	河野 博志 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流GSL	原田 聡 君
スポーツ・文化振興課長	上小園 拓也 君	スポーツ・文化振興課主幹	中島 大輔 君
スポーツ・文化振興課主任主事	徳重 広平 君		
土木課長	西元 剛 君	土木課主幹	立山 和幸 君
土木課主幹	丸山 省吾 君	土木課道路整備第1グループサブリーダー主任技師	竹ノ内 龍太 君
溝辺総合支所長兼地域振興課長	齋藤 修 君	溝辺総合支所地域振興課主幹	宗像 茂樹 君
消防局長	堀ノ内 剛 君	消防局次長兼総務課長	細山田 孝美 君
警防課長	川崎 敏朗 君	警防課長補佐	松本 哲郎 君
総務課主幹	原田 幸市 君	警防課主幹	日原 秀顕 君
警防課消防団係長	鏡園 真秀 君	警防課救急救助係長	徳田 陽介 君
警防課消防団係	徳永 圭亮 君		

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

中原 安之 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第2号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第3号 霧島市税条例の一部改正について

議案第5号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第8号 霧島市消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部改正について

議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

議案第15号 権利の放棄について

陳情第1号 コインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時00分」

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る2月28日の本会議で、当委員会に付託されました議案6件、陳情1件について審査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。現地調査のため、しばらく休憩します。

「休 憩 午前9時01分」

「再 開 午前9時53分」

△ 陳情第1号 コインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情書

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより審査を行います。陳情者入室のため、ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前9時54分」

「再 開 午前9時55分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。陳情第1号「コインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情書」について、審査に入ります。本日は、陳情者の中原様が出席されております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず陳情者の方から、陳情内容・趣旨・経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に、一問一答でお答えいただきます。ご発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから、起立してご発言ください。マイクは、青いボタンを押すと、スイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ、ご了承ください。それでは、中原様、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（中原安之君）

どうでしょうかね。冒頭に、陳情書以外で何か言いたいことがあれば、述べてもいいようなことをおっしゃったから、それを言ったらいいか、後からのほうがいいですかね。

○委員長（宮田竜二君）

今、おっしゃりたいことがありましたら、どうぞ。

○陳情者（中原安之君）

そう。それでは、大事なことだけお話ししますけど。まず、あの陳情は陳情書どおりなんですけど、そのほかに、できるだけ、相手も同じ霧島市民ですからどうにか話合いで進められないかなと思って、相手方と交渉経過を述べさせてもらいたいんです。早口かもしれないですけど。今年の1月21日に、相手方の電話に私が連絡して、相手方との交渉はそれが始まりですが、そして前原さんという女性の事務員さんが出たので、「責任者を出してくれ」と言ったけど、留守ということで出してもらえなかったんですよ。じゃあ、一応伝言をお願いしまして、「もとのきれいな空気と夜中のうるささをなんとかしてください」と言って、「3日後にまた電話すると。検討してください」と言って切ったんですよね。それで、3日後の1月24日にまた電話したら、その前原さんが出て、「西村と

いう人に電話させるから」とおっしゃった。良かったと思って。それで電話が来たんです。そして、「責任者か」と聴いたら、「いや違う」と言うんです。だけど責任者ではなくても、せつかく交渉が持てそうだからということで、私もその人の話をしようと思っておったんですけど、「1月21日に言ったことは、事務員さんに頼んだことは知っていますか」と言ったら、「知らない」と言うんです。これはいかんなと思ったけど、しょうがないと思って、それでいろいろ前のことを話して、今度はその人に話したら、私に「名を名乗れ」と言ってきたんですよ。今度は、私はこう言ったんですよ。「今まで、あなたたちは土地を買ってから、出入りしても、砂利をしいたり、プロパンガスボンベの設置とかいろいろな工事をしても、それからコンクリートの家をガンガン壊しながらうるさくても、音が出て粉じんが出た時も、乾燥場の家を建てて開業するまで、一切挨拶もなく、名前も言ってない。何であなた達は名乗らないのか」と言ったら、相手がかつとなって、電話先でどなり散らしたんですよ。だからこれは話にならない。「もうそれでは話にならないから切る」と言って、その場は終わったんです。その後、もうしてから、また先方の連絡先に電話したら、またその前原さんが出て、とにかく、妥協するから私もと。夜中の騒音は我慢するから、柔軟剤のにおいだけはどうか防いでくれってお願いしたんです。そして、また、2日後の1月26日に私が電話して、「今日医者に行き、アレルギー症の薬をもらった」と。「アレルギー症みたいですよ。」と言ったんです。だから、「取り付け乾燥機メーカーにでも聴いて、においをどうかしてください」と言ったら、「聴いています」と言ってくれたんですよ。ああ良かったと思ったんです。そのときに、先方に冷静に話し合える人がいれば、そこまで行って話してもいいよということも伝えました。その時、息子は感情的になりやすい人だと教えてくれたんです。それで私が話した人が息子だとわかったんです。西村ダイキという。後でわかったんですけどね。今度は1月31日、また電話したんですよ。そしてまた前原さんが出たので、乾燥機メーカーに聴いてくれましたかと言ったら、「いや先方から何も連絡もない」ということだったんですよ。そこで、私はもう悟ったわけです。これはやる気ないなど。そんなはずはないと。福岡の博多にある会社だったんですけどね。このままではらちがあかないと思い、誰か中に入って話をしましょうと言って、具体的には上井の人ですから、私が上井の著名人を2人しか知らないもんだから、その人の名前を言って、「その人に入ってもらって話をしてくださいよ」と言ったけど、何も言わなくて、またその次の今度は2月18日、もう18日間、いろいろ私も、探しよったけど、やっと脱臭機装置の専門メーカーが福岡にあったので、会社名、電話番号教えたら、そのメーカーに伺った簡易脱臭装置を造れば、余りお金も掛からないということをお前さんに言ったら、伝えますと言ってくれた。もちろんこれ、社長にとという意味でとったんですけど、伝えますと言ってくれたから、良かったと思ったけど、またいつまでも返事が来ないから、3月4日、いよいよ先方より何にも連絡はない。私からの一方通行だけであって、何も誠意がないから、住宅地に勝手に悪臭や騒音を出す店を造り、御覧のとおり、たいした防止柵ではないんですよ。あれはね。両方か上から抜けるから。上の二つは完全に抜けてきます。勝手に悪臭や騒音を出すそういう店をして、道義的責任も設置者の責任も果たさない。誠意もなく、義務感も持ち合わせないみたいだから、調定の申立てをすることにしました。家庭裁判所。3月7日、一昨日ですか、やっと調停の申立てもしてきました。だから、これから相手が出てきてくれれば話合いができると思うんですけど、しかし、調定の事務員も、出てくる人はなかなかいないですよとおっしゃるわけですよ。だからこれではいけないと思って、この陳情をお願いしたら、一応、何かの、そのいざというときの法的手段と言っては大げさだけど、そういうことも考えておかないかんと思ってお願ひしたようなわけですから、ひとつよろしくお願ひしておきます。

○委員長（宮田竜二君）

中原様、陳情の内容の説明は、もう以上でよろしいですか。

○陳情者（中原安之君）

もし、あったら質問をどうぞしてください。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま陳情の説明が終わりました。これより陳情に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

中原様は、1月から、コインランドリーの経営者のほうに何回か連絡を入れて、要請を繰り返していらっしゃるということで、今、御説明もいただいたところなんですけれど、実際にすぐ近くにコインランドリーができて、その後、実際にどのような状況なのかというのを、もう少し御説明をくださいませんか。

○陳情者（中原安之君）

私も、多分コインランドリーは去年の暮れ、陳情書にはあんまり書いてないですけど、去年の7月頃できたと思うんですよ。よく考えてみたら。それで、まさか、こういうことになるとは思わない。例えば、春から夏場に、これから先、東風、南風が吹くときは必ずくるんです。そして、それはしょうがない、半年ぐらいの辛抱だって、皆さん我慢しているとおり、私も我慢していたのです。ずっとね。ところが、去年の11月頃だったと思うんです。体に湿疹ができたして、おかしいな、今までないのに、やはり老化現象かなと思ってもう諦めていたんですよ。そのうちどうしても痒くなって、12月の初めだったんですよ、いよいよ皮膚科に行ったんですよ。そしたら、皮膚科に行ったら乾燥肌ですよと言われました。これも書いてあると思うんですけどね。えーと思って、乾燥肌症は塗り薬をくれるんですよ。これを付けたらすぐ直るよというようなこともおっしゃったような気がするんですけど、今年に入ってもなかなか直らないんですよ。今でもそうなんですけど、まだ痒くて、朝晩つけているんですけどね。そのうち、今度はまた1月の何日だったっけ、これに書いてあるんです。どうしても先生治らないですよと言ったら、何か思い当たることがないかと言われるから、すぐそばに乾燥機の施設ができたんだよって言ったら、ではそうかもしれないけど、因果関係はわからないからねとおっしゃるわけです。だけど一応アレルギー症の薬を、内服剤をもらって飲んだんですよ。約二、三週間飲んだけど、何も変化ないんです。それからもう3月の今日は9日で、まだ今朝もつけてきたんですけどね。またあつたかくなる時が痒いんですよ。何か知らんけど。布団に入ったときとか、風呂あがりとか。なかなか直らんから、近々また行くのだけど、因果関係はわからないですからね。そういうわけでしてはいますが、風が、冬でも北風、西風が吹いても、巻き上げてくるんです。谷底は見られた通り、約5mあります。あの崖が。なにもかもが巻いて上がってくるんです。もう冬とか、あれは何もないだろうと思ったが時にやはりあるもんですからね。これは1年中、結局は我慢しなければいけないなと思って。もうすごい今年は特に風が強かったですよ。何かそういう時なんかは、もう見事に来ます。もろに。もちろん戸も開けないし、だから、このままいけば、これは絶対健康被害になるねと言って、家内と話をしているところなんです。そんなところでよろしいですか。まだ、細かいことを言えと言え、言っちゃいますけどね。よろしくお願いします。

○委員（宮内 博君）

柔軟剤が健康被害に直接結びついているかどうかというのは、それは、どれぐらい因果関係があるかというのは、何らかの検証が必要だろうと思うんですけど。検証が必要なものはさておいて、現在の段階で中原様が直接、被害を受けていると申しますか、何とかしてもらいたいというふうに思っているのは、この陳情書の裏面のほうにBということで書いてありますけれど、深夜22時から翌朝の7時頃までの睡眠妨害というようなことが書かれてあるんですけど、24時間営業ですよ。コインランドリーは。そこのところは一番なのかなというふうに思いましたけれども、先ほどのお話では、それよりもそのにおいのほうといいますかね、そっちのほうが有害なんだというふうにおっしゃっていたので、その辺をもう少し御説明いただければ。

○陳情者（中原安之君）

私も一応ネットで検索しまして、敏感症というのは、御存じのとおり、誰でも持っているみたいなんです。それが、好きなにおいなのか、嫌いなにおいかで皆さんの反応が違うと。私も今まで、嫌い

なにおいて無かったんですよね。もう七十何年生きていますけど。突然、去年出来てから我慢をしていたけど、どうしてもきらいになってしまって。敏感症にならざるを得なくなったんです。そういうことで、取りあえず、妥協案を、さっき言ったように本当は全部欲しいんですよ。安眠妨害も今朝ももう癖になりましてね。いつも朝も4時頃目が覚めるんです。そういう癖になってきました。夜も、大体10時前に寝ますから、10時以降でも平気で来て、やはり回す人がいるんです。今の若い衆だと思っただけで、平気なん。それと朝も早く、4時頃から来て回すとか。今日は水曜、多分、金曜日の晩なんかもまた来ますよ。いっぱい。それから土曜日の晩とか、土曜日の朝とか。だから、こっちはもう、寝込みを襲われたり、朝もう寝たいなと思っても、起きないといけないとか、もう体調不良とまではいかないけど、やはりこう、リズムが狂ってくるんです。いずれは後健康被害になるんだなと思っただけで、しかし、一応は何の装置をつけてもお金が掛かることですから、できるんだったらせめて防音だけは耳せんでもして寝ればと思って。どうにかなるのではないかと、我慢できるのではないかと、取りあえず妥協として、その臭気だけをお願いしますというような感じでのうけです。私の心情としては、もししてくれたら、値段にも応じますけど、半分くらい私も出していいなという考えを持っているんですよ。そこばかりに負担を掛けるといかんから。しかし話もできないからとにかく、もう一方的になって、そういうわけですよ。だからどっちかという、臭気を。どうにか脱臭。専門メーカーに聞けば出来ないことはないですよとおっしゃるから、そこだけをやはりして欲しい。できるならどっちもしてほしいんですけど、もうそこは絶対してほしいという考えです。ひとつよろしくをお願いします。

○委員（松枝正浩君）

先ほど、相談というか、ご本人が動かれていらっしゃるのが、家庭裁判所の調停の部分と、今回の陳情ということなんですけれども、それ以外の箇所に、公共的なところに御相談をされた経緯があるのかどうか、教えてください。

○陳情者（中原安之君）

公的な機関はここと家裁だけ。あと相談は、国分の社会福祉協議会ですかね、あそこで悩み相談を受けました。で、まさか私は隼人について、隼人にそういうのがあると知らなかったもんですから、その相談員が、隼人にもありますよとおっしゃったから、それこそ、隼人に行って相談したんですよ。隼人支所の筋向いにある所。そこで、家裁の調定の話をお聞きして、それはいいことを聞いたって言って、即見て家裁に電話したら、一昨日調定を上げることができて、今日あたり先方にも着いているのではないかと、思っただけで、だからひとつ、そういうことでもうまくいけばいいんですけどね。こういう、それはそれ、これでやはりやっておかないと、向こうはなんか強制力はないみたいですから。それだけでは何もならないということですから、おたくにお願いしようかと思っただけです。

○委員（前島広紀君）

幾つかお伺いしたいんですけども、まずはこのコインランドリーが出来たのはいつ頃ですか。

○陳情者（中原安之君）

だから、まさかこういうことになると思わなかったから、ちゃんと書いてなかったんですけどね。多分、去年の7月だったと思います。梅雨の6月に間に合わなかった気がするんですよ。

○委員（前島広紀君）

大体で結構なんですけど、7月頃に多分出来て、それから11月頃に先ほどの説明では、頭皮、体あちこちに湿疹が出来たと。それで、今の話の中では体にも湿疹ができていたということですか。頭皮だけですか。

○陳情者（中原安之君）

体、全身ですから、もちろん皮膚も。頭皮は今、そうでもない。わやわやするんですけども、我慢できるんですよ。体がと今、我慢できませんね。

○委員（前島広紀君）

個人情報になるかもわかりませんが、大体でいいんですが、御家族の方もそういう状況ですか。それとも中原様御本人だけがそういう状況なんですか。

○陳情者（中原安之君）

そう2人暮らして、家内がいるんですけども、家内はなんともないですよ。そういうことです。

○委員（前島広紀君）

その奥様は、湿疹はないということでしょうけれども、騒音についてはどのようにおっしゃいますか。

○陳情者（中原安之君）

うちの家内は鈍感なのか、感じないと言います。だから、これが困っている。そういうことです。

○委員（前島広紀君）

あと一つお伺いしたいのは、隣、その付近に、今日現場に行きまして、幾つか住宅がありましたけれども、その付近のほかの住民の方とこういう話をされたことがあるのか、またほかの方はどのようにおっしゃっているのかお伺いしたいんですけども。

○陳情者（中原安之君）

今日、御覧になったとおり、今、私のうちから左に曲がっていただいて、向こうの左側に1軒あるんです。ほんの側に。それほど2mも離れてないところ。排気ダクトが二つ出ているところすぐだけど、そこに話をしたら、こちらは全然感じないよとおっしゃったんですよ。何でかなと思ったら、彼女は雨戸を閉めていた。乾燥場のほうを、全部雨戸を閉めてあったんですよ。今でが、もう雨戸はとられたけど、ガラス戸は全部締め切っております。あ、なるほどなと思って。そしてもう1軒も道越しの整骨院。あそこはたまたま奥さんが、前のほうの草取りをしていたので聴いたら、何しろうちは人相手の商売ですからねとおっしゃって、もうそれ以上聴けなかったんですよ。あと、その道越しのこちら側の人は、夜遅く帰って、仕事が遅いもんだから、まだ話もできないです。多分、向こうの人も大丈夫でしょう。何でかと言うと、乾燥機場のほうの北側のほうがいつも戸を閉め切っているから。いつも戸を閉め切っているんですよ。不思議でしょうがないですよ。あれ、家がよう持つなといつも考えて。多分だめでしょうね。乾燥場をはさんでいるところは3軒しかないんです。ただ、風向きや風の強さによっては、こっち側に東の方には踏み切りがありましたよね。見次踏切。あそこで臭いがしたときもあるんですよ。私は、散歩を毎日してるんですけど、こっちの風やから、西風ですか。強いときは踏切まで来たこともあるんです。あっちこっちあると思うんですけど、取りあえず、自力でできる範囲をして、これからもし駄目なら、それこそ松枝さんがいらっしゃるけど、民生委員の方がいらっしゃる。何とかという人が。あの人に相談して、今度はそれから、自治会長宅まで上げたりとかですよ、宮内の地区公民館まで上げたら、地区として取り組んでもらうしかないんじゃないか。もうこれ以上、皆さんの力をお借りするしかないなと思っているんですよ。とりあえず一人でできる範囲で、公的機関でお願いして行こうという考えです。

○委員（前島広紀君）

最後にお伺いしたいんですけども、医者に、先月、1月26日に再診をし、その旨お話ししたら、因果関係は不明だと医者は言ったということ、自分の陳情書に書かれてるわけですけども、御自身は、先ほど奥さんは感じないということでしたけれども、御自身はこの因果関係が、あると思いですか。

○陳情者（中原安之君）

私個人的にはやっぱり少なくともあるんじゃないかなと思っています。なかなか治らないんです。薬をつけても。

○委員（藤田直仁君）

教えていただきたいことがありまして、この陳情に当たっての理由とか、今の陳情書や、中原様の直接のお話を聞いて、大体理解してきたんですけども、この陳情自体を求めているのは、測定

という形になって、計ってほしいというのが、その趣旨にしか感じないんですけども、それは、今日初めて聞いたんですが家庭裁判所で話し合うための一つの方法として、それを行政、市議会のほうにしてもらいたいという要請で考えて、そういうお願いをされてるのかどうかというのを教えてもらえませんか。

○陳情者（中原安之君）

簡単に言えば最初言ったとおり、できるだけ穏便にやろうと、同じ霧島市民だから、できるだけ話し合いをしたいんですよ。だけど、もしそれが不成立ならばもうどうしようもないですよ。私はね。もちろんさっき言ったように、宮内公民館に相談しようと思うんだけど、それでも、最終的には道義的責任ではいけないんじゃないかと思って。やっぱり、どうしてもということなら法的措置を最後は仕方ないけれどするしかないと思って。おたくで測定をお願いすれば、例えばなんかはよく私もわからんけど何かもう、騒音防止法、いろいろありますね。ああいう悪臭防止法とか、何か知らんけど、それで基準値を外れていけば、法違反だと思うんですよ。だから、そういうのを期待して、お願いしたいんですよ。

○委員（仮屋国治君）

メーカーに問合せをされたときに、脱臭装置をつければ、軽減しますよというお話があったということですけども、その際に、悪臭の規制基準、騒音の規制基準についてメーカーは何かおっしゃっておられませんでしたか。

○陳情者（中原安之君）

私は、法方的な話はするつもりなかったから、そういう話をしていません。ただ脱臭装置の専門メーカーですから、フィルターを使えば、かなりなくなるよとおっしゃったから、それだけを先方にも話をしたりしています。

○委員（仮屋国治君）

県とも少しお話をされたような話も聞いておりますけれども、県の公害審査会については、何か情報を得てらっしゃいますか。

○陳情者（中原安之君）

最初私が相談したのは、まず隼人支所でした。隼人の環境衛生課。これが出来て大変だからと言ったら2人で見に来られた。その結果、これは当事者間で話をしてくださいとおっしゃった。国分の環境衛生課にもお話したんですよ。そしたら、飛んで来られたんですよ。だからすごいいいところだと思ったが、最終的には、どうしようもないと。我々はどうしようもないからといって無料弁護士相談があるから、あれに行きなさいとリーフをもらったんです。そういう経緯がありまして、だから最終的にどうしようかなとやっぱり悩んでいたわけです。もうそれだけですわ。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で陳情に対する質疑を終わります。中原様、ありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時25分」

「再開 午前10時27分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号 コインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

陳情第1号 コインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情書について御説明申し上げます。本陳情におけるこれまでの経緯及び見解を環境衛生課長が御説明申し上げます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

陳情第1号コインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情について、対応状況について説明します。本案件については、まず、令和3年12月28日に隼人市民福祉課窓口へご本人が来庁され、コインランドリーからのにおいと深夜の利用客による車の騒音について相談がありました。その後、令和4年2月7日に環境衛生課へ「相手方へ連絡するものの相談に応じてもらえない」とご本人から電話相談があったため、当課職員1名がご本人宅を訪問し、現地の確認を行いました。その場で、コインランドリーは悪臭防止法の対象施設とならないこと、また、駐車場利用に伴う音は騒音規制法の対象とならないことを説明し、法律の専門家への相談を助言するとともに、市が行っている無料法律相談も案内いたしました。後日、周辺の住民へも聞き取りを行ったところ、4軒のうち1軒で一度だけにおいが気になったことがあったとの回答がありましたが、被害を訴える方はいらっしゃいませんでした。次に、本事案に対しての悪臭防止法、騒音規制法の適用可否について見解を申し上げます。悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的としており、規制地域内のすべての工場・事業場を規制対象としています。規制方法は、特定悪臭物質の濃度または臭気指数により行われることとされており、本市においては、平成27年10月1日から特定悪臭物質濃度規制に替えて臭気指数規制を導入し、併せて規制対象区域も市内全域に広がっています。当該事案は、「悪臭」というよりは、柔軟剤等の香料に含まれる化学物質による健康被害、いわゆる「香害」にあたると思われることから、悪臭防止法における臭気測定の対象には該当しないものと判断いたしました。次に、騒音規制法は、一定の施設からの工場騒音、建設工事騒音を規制対象としており、定められた騒音の値を超えるときは、市長は事業者に対し、改善勧告や改善命令を出し、その命令に従わないときには刑事罰を適用すると規定されています。しかし、コインランドリーの乾燥機から発生する音や利用者が敷地内で発する騒音は、これらには該当しないことから、騒音規制法は適用されません。また、鹿児島県では公害防止条例を制定していますが、深夜営業の制限の対象としている営業は、飲食店・喫茶店であり、コインランドリーはこれには該当しません。従いまして、これらの騒音については生活騒音に該当し、また、一時的に発せられる音でもあることから、測定の対象外と判断いたしました。なお、総務課に所属する弁護士へも当該事案について見解を伺いましたが、同様の判断でした。以上のことから、当該店舗を含み、コインランドリー「乾い太郎」全店舗への臭気及び騒音測定の必要はないものと考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

市民生活において、様々な、相談等が寄せられるというふうに思うんです。それで、この案件に対しては周辺の4軒に、お会いしてお話をお伺いしたところ、1軒がにおいが気になったという方でいらっしゃったということですが、市内の各所に、同様のコインランドリーは、設置をされているというような状況下にあるんですが、昨年令和2年度の決算の状況なんかをしてみると、様々な相談が行政側には寄せられているということで年間755件という報告がされているようでもありますけれど、今、本陳情書で提出をされているような相談等は、過去にどのような状況であったのか。その辺をお示しくさいますか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず、相談の件数でございますが、申し訳ございませんが霧島市全体というわけでございませんが、国分地区でいいますと、悪臭の苦情が令和3年度で14件あります。ただこれは、14件のうち飲食店の排気ガスとファンが多いですかね。その辺の苦情が原因で、コインランドリー、今回の乾い太郎の場合は、その乾燥機自体に、柔軟剤が投入されるわけではなく、洗濯も、御家庭で柔軟入りで洗濯されたものを乾燥するために持ち込まれたものというか、乾燥するだけの施設でございます。御家庭で入れた柔軟剤のにおいが乾燥している間に外に出ているという状況のものでございますの

で、そのにおいの濃度というのか、そういうものも、利用者に左右されるというのがございます。そのようなことでの、悪臭という相談というのは1件も受けていないというところでございます。

○委員（宮内 博君）

あそこは乾燥だけするんですがその洗濯をするという施設ではなくて、だから乾い太郎というということなのかな。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

私も現場に行って確認いたしました。乾燥機が9台設置されてあります。よく見てみますと洗濯機能はついておりませんでした。あくまでも乾燥機だけということですので、陳情者がにおいのことを言っているんですけども、あくまでも御家庭で、何の柔軟性を使ったか定かでございますけどそのにおいだというふうに感じております。

○委員（宮内 博君）

先ほど陳情者にもおいでいただいて、お話を聞いたんですけど、私もその認識はなかったです。今、お話をお聞きをするまで、というのは現地を見に行きましたが、中に立ち入るなというふうに言われて、周辺の道路からしか、その状況を見るができなかったんです。ですから、私の認識としては洗濯をあそこでできて、そして同時に乾燥もできるというような施設だというふうに思っていましたけども、陳情者はそのところをよく理解しているのかなというのを感じたんですけどね。いわゆる、設置事業者に対して、脱臭装置をつけるよというふうな提案をしたということでありましたけれど、そのところの、それぞれに認識の違いというのかな。その辺がないのかなというふうに思いますが、そのことについては、その陳情者に対しては、説明の機会とかいうのはなかったんですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず陳情書の下から三行を御覧いただきたいと思います。ここに、乾燥機は9台設置されていてと書いてございますので、乾燥機だけというのは多分認識されているんじゃないかと感じております。

○委員（宮内 博君）

そうですね。そういうふうに書いてありますね。だけど、陳情の中身を聞くとどうもそのところがずれがあるような感じがして、いるんですけど。再度、そのところはまた、御本人にも、確認をしたいと思いますが、もう一つはコインランドリーについては、いわゆる悪臭防止法の対象にならないということでもありますよね。ただ御本人は乾燥肌ということもあるかもしれない、あるいは高齢ということもあるかもしれないけれど、あそこに設置されてから湿疹が出るようになったという、そういう健康被害を訴えていらっしゃるって、その因果関係も御本人もわからない。医者に相談しても、それはなかなか検証が難しいというふうにおっしゃっているということなんですけれど。いわゆるその使われている物質が、悪臭防止法の中に定められている特定悪臭物質というのが22種類あるようですけど、そういうのにも一切触れるような内容のものは含まれていないという認識なんですかね。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず委員が言われるとおり、悪臭に関する物質22項目ございます。ただ私どもとしてはどのような柔軟剤を使われているのかというのが定かではございませんので、因果関係はわかりません。今のところは乾い太郎自体が法的に何か問題があるかということはありませんので、悪臭の物質を測定しているということは今行っていません。

○市民環境部長（本村成明君）

先ほど課長が最初説明しましたが、コインランドリーだから、悪臭防止法には該当しないということではなくて、御本人も陳情書の中で触れていらっしゃいますけれども、香りの害、いわゆる、これもコウガイというふうに読むらしいですけども、香りの害なので、悪臭防止法における臭気指数の測定は必要ないという判断をしているところであります、皆様もいろいろとネット

で検索されたと思いますけれども、私が見た識者の書いているものでは、香りの害につながる科学的な化学物質、これは、化学物質は10万から40万種あるそうです。ですので、全く、現在のところ解明がされていないということであるようでございます。

○委員（仮屋国治君）

悪臭のほうは、そのようなことなのでしょう。騒音のほうは、これらに該当しないことということで、アバウトに表現いただいているんですけども、普通45デシベルとか50デシベルとかいうふうになっているようですけれども、コインランドリーのここの騒音は何デシベルぐらいだというふうに把握してらっしゃいますか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず騒音規制法のほうで簡単に御説明いたします。騒音規制法で、規制される騒音の項目というのがございまして、工場、事業場の騒音、建設作業の騒音、自動車の騒音ということになります。この三つの項目についてそれぞれ規定があるわけですが、当該乾い太郎は事業場の騒音ということになりますが、この騒音規制法で定められているのは11項目、該当する機械について指定されております。簡単に言うと金属加工の機械、大きな音を出す機械、土木用のもの、木材加工機械、

印刷の機械、^{いがたちゅうぞう}鋳型鋳造機とか、そういうものが定められてまして、そのものについて、騒音規制法で規制されているそれぞれ施設が定められてるということでございます。この中で、先ほど言ったコインランドリーはまず該当しないということなんですけど、ちなみに今の乾い太郎のある場所の生活環境に関する環境基準がございまして。用途地域でいきますとあそこは幹線道路に隣接している土地ということで、近隣商業地域ということになるんですが、これが昼間で大体60デシベルということになります。60デシベルというのがどの程度のことかということなんですけど、一つ目安なんですけど50デシベルぐらいというのが、家庭用のエアコンの室外機、これが直近で測ったら大体45から50デシベルと言われております。60デシベルというのが走行中の自動車の車内の音、70デシベルぐらいになりますと、パチンコの店内とか、それから走行中の自動車、騒々しい事務所の中ということになります。あと騒音の測定の仕方なんですけど、規制値について、車のドアを閉める音が突然ぼんと、音のはね上がりますけど、その跳ね上がる最高の音が規制値ということでございませぬ。昼間の音というのは朝の6時から夜の10時まで、平均して60デシベル以下ということになります。ですので霧島市でいうと飛行機の音とか自動車が通る音とかそういうものも含めるんですけども、その周囲の音が大体60デシベル以下。常に、先ほど言った騒々しい事務所の音がずーっと同じように、平均して音が発生しているというものでないと、それ以下であれば問題ないということになります。先ほど答弁しましたが、まずコインランドリーが騒音規制法の対象の事業所と、それから機械ということに該当しないということと、生活騒音というか先ほど言った環境基準を見てもここまで至ってないということでございます。

○委員（仮屋国治君）

事業所の送風機に当たるのか、当たらないのかなって首をひねったときがあったんですよ。そこだけは確認をしてもらえませんか。後で構いませんから。あと、調べる中で鹿児島県に公害審査会というのがあったり、振興局のほうに公害相談員みたいなものがあるというのが出てましたけれども、この辺の対応というのは、こういう問題についても、対応していただける問題なのかどうか、お分かりでしたらお示してください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず、公害の苦情相談というものがございまして、これは市町村や、都道府県のほうで、身近に公害苦情相談の窓口で御相談ができると、私どもやったようなものでございますが、あとは、公害紛争処理ということで、専門の機関による紛争の解決というのがございまして。この場合は国の公害等調整委員会や県の公害審査会が、公害紛争を扱うということになっておりまして、該当するのが、当事者間の対立が深刻な場合、苦情申立て後、長期間が経過して解決の見通しが立たないが、

第三者の仲介があれば話し合いが進展すると思われる場合、損害賠償の問題が中心になっている場合、紛争の原案、原因について争いがある場合という項目で、公害等調整委員会や、公害審査会が取り扱うということになっています。

○委員（仮屋国治君）

だから、可能なんでしょうか。不可能なんでしょうか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

この案件については可能か不可能かということですが、この委員や審査会が受け付けていただけるかどうかというのは私どもで判断できないので、御本人が御相談される形なのかなと考えております。

○市民環境部長（本村成明君）

今申し上げましたように全てを公害という言葉でくるようになっているそうですけれども、この公害の苦情が来た場合には市区町村が対応するようになっております。それで環境衛生課の職員が相談員ということになるんでしょうけれども、ただ、この相談員がする流れを見たときに、資料の中では、被害の原因や実態がはっきりすると、相談員等は関係者に対し、改善のための指導や助言を行いますとなっておりますので、先ほど申し上げた状況を考えて、被害の原因や実態をはっきり解明することは、市の職員では不可能なのではないかなというふうに考えているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

この陳情の決をとらないといけないもんだから、しつこいですけれども、公害審査会で大分県のほうに同じようにコインランドリーの苦情相談が出ているんですよ。請求が。ということは、可能性はあるということで認識してよろしいですね。

○市民環境部長（本村成明君）

私は職員に指示をしまして、まずこのコインランドリーの営業許可、開業の許可がどのようになっているかも調べさせました。他県では、コインランドリーの開設に関するガイドラインみたいなのがあって、県が許認可権を持っているところもあって多分大分県はもしかするとそういうのがあるのかもしれませんが。鹿児島県の状況を調べさせましたけれども、そのようなものがなくて、コインランドリーについては、そういう条件をいろいろ加味した許認可制度というのがないということでありました。一応現状はそういうことです。

○委員（宮内 博君）

陳情を出された経過ということで、陳情者から、お話をお聞きしたところですけど、話し合いに応じてもらえなかったと。最後にはどなられたというふうに、おっしゃっていらっしゃって、實際上その直接の交渉には限界を感じてこういう形で、陳情書を提出して、そして最近では3月7日とか言いましたかね。家庭裁判所に調停の申立てをしたというようなことでありました。当然調停の申立てをしておりますので相手方がおいでになればそこで話し合いの機会が設けられるということになるんですが、いずれにしても話し合いに応じてもらえないというところがこういう状況に至っているのかなというふうには思うんですが、であればどうするかということですよ。可能な限り行政側が仲介をして、双方の譲り合うところは譲り合ってもらってというようなところで、できないものなのかどうなのかということなんだろうというふうに思うんですよ。御本人もその、24時間営業で、十時を過ぎてから、あるいは朝の4時前から、車が入り出してということで、安眠を妨害されるとか、そういうこともおっしゃってらっしゃるんだけど、そこら辺でいわゆる仲介役と申しますか、双方の御意見も聞いた上で、というようなことは出来ないのか、またその設置者に対して、お話をお聞きしたのかどうかということも含めて、御紹介いただけますか。

○市民環境部長（本村成明君）

私どもが把握しておりましたのは、陳情者の方がお問合せをなさったときに、女性の社員が出られて、その経営者の方には、電話をつないでもらえなかったということでした。どなられたとかそ

ういうところまでは少し把握ができておりませんでした。いわゆる、こういう法律に基づく、行政指導も含めて、そういうことができなければ、民と民の間に、行政が、どの程度介入して、その事業者の方にお話をするなり何なりのことができるかとか、非常に難しいところがございます。そこは御理解いただけるのかなと思うわけですが、現場のほう見られて、後ろの排気口のところに、斜めにタキロンが打ってあるのもごらんになったと思いますけれども、私も現場を見ました。ですので、事業者の方は、一定の努力はしていらっしゃるのかなというふうにお見受けしたところです。これ以上、今度は事業者の方には、事業をする権利もありますので、そこに果たしてどういう助言ができるのかということは、今のところ、この場でこういうことができますということを申し上げる状況にはないところでございます。

○委員（松枝正浩君）

東京都の北区においては、クリーニングやコインオペレーション、コインランドリーについて、香りの害、香害というような認識のもとから、届出をするような措置もあるようではございますけれども、先ほど公害防止の観点からなかなかそれがそぐわないようなお話ですけど、例えばそういう視点から、検討というようなことをできないのかどうか、今ないんですけれども、どのようなふうに、この鹿児島県において理解していけばいいのか、教えてください。

○市民環境部長（本村成明君）

この香りの害、私も今回の陳情で初めて勉強しましたけれども、全国には相当な被害者といえますか、御自分で申し立てていらっしゃる、悩んでる方がおられるようです。それで国民生活センターのほうでも、家庭に対して、使うときに、柔軟を少し控え目にしましょうねとかそういう呼びかけもされている実情もあるようです。今松枝委員がおっしゃったことにつきましては、当然、これから、やはりこういう健康被害に悩む方がまた出てこないとも限りませんので、当然、研究をしていくべきものだというふうには考えています。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前10時56分」

△ 議案第8号 霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第8号 霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（堀ノ内剛君）

議案第8号「霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」は、団員の士気向上や活動に対する家族の理解を得ることや団員確保に繋がることなど、団員の処遇を改善するため、消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が発出され、今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項が取りまとめられたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。詳細については、警防課長が説明しますので、御審査をよろしく願いいたします。

○警防課長（川崎敏朗君）

それでは、議案第8号について御説明いたします。新旧対照表の13ページを御覧下さい。第12条第1項に「団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする」と加えるものです。出動に関する手当は、

これまで費用弁償として支給しておりましたが、大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対し出動しているにも関わらず、市町村によって出動手当の額が大きく異なることは、一般的に理解が得にくいと考えられることなどから、消防庁において、出動手当については、これを見直し、出動に応じた報酬制度を創設することとなり、地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する「非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準」に定められたことから、今回改正するものです。次に、第12条第3項に、出動報酬支給額を追加しようとするものです。「非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準」第3において、出動報酬の額は、災害に関する出動については、災害等有事の際に活動することや、活動に危険が伴うことなどの点で、類似性のある予備自衛官の訓練招集手当と同等の額が適当であるとの考え方から、1日あたり8,000円を標準とする、とされています。また、「非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について」の中で、大規模災害等で出動が長時間にわたる場合には、出動報酬の支給単位を1日とすることが適当であると示されており、「消防団員の処遇に関する検討会」最終報告書には、1日は7時間45分を基本とすることとされていることから、今回、このことに準じて改正するものであります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（宮内 博君）

今回大規模災害等の出動について、基準額が定められるということですが、一つは従来の条例との違いで見ますと、報酬のところで、団員には従前条例では、報酬を支給するという事になっておりました、今回年間ということ。年額ということが定められているわけですが、従前から年額であったことには変わりはないというふうに思いますが、まずそのところをお願いします。

○警防課主幹（日原秀顕君）

従来の年額報酬等には、変更はありません。

○委員（宮内 博君）

あと大規模災害というところの線引き、その辺はどういうような基準になっているのでしょうか。

○警防課主幹（日原秀顕君）

規定しております大規模災害とは、例えば自然災害及び人的災害により被害が広範囲にわたり、復興までに長時間を要し、被災地内の努力だけでは解決不可能なほど著しく地域の生活機能、社会維持機能が障害されるような災害を大規模災害としております。

○委員（宮内 博君）

そうだろうと思うんですけど、実際に自然災害等の場合については、大規模災害というふうにごどの段階で判断するのかっていうことになろうかというふうに思うんですけども、当初の想定よりもはるかに減、現場の状況は深刻であったというようなこと等あるかと思っておりますけれども、その辺は、いわゆる国あるいは県等の一定の判断に基づいて、大規模災害なのかどうかということの一つの判断基準にするということなんでしょうか。

○警防課長（川崎敏朗君）

委員のおっしゃられる災害ですけど、まず記憶に新しい東日本大震災級の災害若しくは市内における地域で災害が多発している場合、そういうような状況を鑑みて、こちらのほうで判断し出動させます。

○委員（宮内 博君）

この辺で言いますと93年、平成5年の大きな災害とかいうようなこともあるでしょうし、そういう災害の状況に応じて当然判断するんだろうというふうに思いますが、それともう一つは上記以外の出動の関係についてであります。従前では1回という、一つの設定が、8時間というふうにされていたというふうに思うんですね。8時間を超える場合は2回の出動とするというよう

なことになってたんですけども、当然今回7時間45分に時間が設定をされるけれども、それを超える場合は当然、2回の出動、3回の出動という形になるだろうと思いますけど、そこを確認させてください。

○警防課主幹（日原秀顕君）

委員がおっしゃられましたように、7時間45分を超えますと、2回の出動で間違いありません。1回5,000円から、2回1万円となります。この考えが出動報酬を創設するに当たり、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、報酬の支給単位は、1日とすることが適当であると。また短期間の出動となる場合には、業務の負荷や活動時間等を勘案して、支給単位を1回当たりとする定め方をすることも差し支えないとされておりますことから、このようにしております。

○委員（松枝正浩君）

14ページ、7項目と9項目のところの考え方なんですけれども、改正前でいきますと、右のほうでいくと、報酬の毎年度9月、3月の2回、そしてまた、それを、7項目になりまして、毎年度、10月と4月というような支払いになってくるんで、年度間で考えたときに、年の2回ということなんですけど、3月までが予算措置であるように思うんですけど、この辺の考え方が、どのように考えればいいのか、教えてください。

○警防課長（川崎敏朗君）

ただいまの委員の御指摘のとおり、改正前支給は9月3月になっておりますが、これは、4月、9月までの前期6か月分と、10月から、次の年の3月までの後期6か月分の、手当支給のことも含んでおり、現在も、事務手続上は実際、10月4月に支給を行っていますが、そういうことから改正をするものです。

○委員（松枝正浩君）

この条文が10月7月とあったので、7月10月だったら、そのように読めるのかなと思ったところだったんですけども確認でありました。この辺のところでは先ほど、大規模な災害が起こったときに、8,000円が新設されているということで予算上、その辺がまた増えてくるのかなというふうに思うんですけども、予算の考え方でいきますと確認ですけども、非常備消防費の予算の中に、報酬の予算がありますけれども、令和3年から令和4年度にしますと4,000万円ぐらい増になっておりますけれども、その辺の一部にこの8,000円の分が計上されているのかどうか、教えてください。

○警防課主幹（日原秀顕君）

この条例改正を提案するに当たって、財政課のほうとも、何度か協議をしてきたところなんですけども、今回、こういう大規模な災害出動があれば、到底1日2日で、災害が終息することは考えにくいところです。長期間にわたるということでもあれば、この災害による出動報酬については、もちろん補正を組んでいかなきゃいけないところもあろうかということで、考えをまとめているところですので、今回の、令和4年度についてはこの増額分のほうでは、特に財政措置等は行っておりません。

○委員（有村隆志君）

現在、定員が何名で、今後、何名までを考えてらっしゃるか。

○警防課主幹（日原秀顕君）

令和4年2月1日現在で1,148名となっております。消防団員の定数は、この条例によって1,236名と決められていますので、その範囲内で、団員の確保に努めてまいりたいと思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（宮田竜二君）

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前11時10分」

「再開 午前11時13分」

△ 議案第15号 権利の放棄について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第15号 権利の放棄について、審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第15号「権利の放棄について」、御説明いたします。議案書は25ページから27ページを御覧ください。溝辺町総合体育館における落下事故に係る損害賠償金等の求償債権について、債務者である法人が解散し、資力の回復が困難であり、換価できる財産もなく、本債権の回収が見込めないため、権利を放棄しようとするものです。詳細につきましては、溝辺総合支所地域振興課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

議案第15号 権利の放棄についての詳細につきまして御説明いたします。落下事故の概要につきましては、平成12年1月18日、溝辺町が発注しました溝辺町総合体育館の2階突出し窓ガラス等修繕工事で、町が足場代わりに高所作業台を本議案の債務者である法人（元請け業者）に貸与し、元請け業者が作業台と窓ガラスの間に角材を渡すなど仮設の足場としましたが、その支柱が折れ、下請け業者の男性作業員2人が落下し、1人が死亡、1人が大けがを負った事故です。事故後の経緯につきましては、平成12年12月27日に転落死した男性の遺族らが、町と元請け業者に損害賠償を求め訴訟したもので、判決では原告（死亡した者の妻と長男）2人に対して、町と元請け業者にそれぞれ損害賠償金2,397万5,762円及びこれに対する事件発生日から支払日まで年5分の割合による遅延損害金を連帯して支払うよう命じたものです。判決後、両被告で協議し、負担を折半することとしましたが、元請け業者は負担すべき賠償金等を一括して支払えるだけの資力を当時有していなかったため、町は元請け業者との間に「損害賠償金の負担に関する合意書」を平成15年7月8日に締結し、町が会社の負担分も含め、一括して遺族に損害賠償金等を支払っております。その後、「損害賠償金の負担に関する誓約書」を平成15年7月23日に交わし、町が支払った損害賠償金総額の2分の1を、平成15年8月から当分の間、元請け業者が月々分割して町に支払うこととしておりました。元請け業者は町に損害賠償金の立替分を、当初は月々分割して支払っておりましたが、平成19年度まで支払うとそれ以降支払が滞るようになり、平成20年12月5日に会社の解散を鹿児島地方法務局へ登記した旨の報告を受けております。但し、法人は解散手続きは行っているものの、清算手続きが行われておらず、現在も法人格が存在しておりその債務も残ったままとなっています。これまで元請け会社には、平成15年に締結した合意書や誓約書に基づき損害賠償金等未払い分の納付相談を行い、一部でも支払うよう再三にわたり請求を行ってきました。しかしながら、債務者には弁済する資力もなく、すでに会社は解散しており、法人の代表者も高齢なため、今後、事業活動を再開し、資力を回復する可能性は極めて低く、債権回収は不可能であると見込まれますことから、今回、本意ではありますが残りの債権を放棄しようとするものです。以上で、権利の放棄についての説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（仮屋国治君）

大分昔のことで、もう合併前のことですから、私も知りませんでしたけれども、議案書の6番から7番に移るところのところ、質問をさせてもらいたいんですが、誓約書、契約書、この中に、保証人、連帯保証人という欄はなかったのかどうか。それと、月額2万円納付ということですか

ども、そういうことを全部は払い切れなくても済むような契約なのかなというような感じもするわけですが、その辺のところを確認させてください。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

損害賠償金の負担に関する合意書、それから、賠償金の負担に関する誓約書につきましては、当時の溝辺町長と、明興インテリア有限会社の契約はされておりますけれども、その中に保証人等の記載がありません。保証人を立ててなかったということでございます。委員がおっしゃいますとおり、月額2万円の返済ということで、計算をしますと100年かかるというような、計算になるようです。契約書の中には、中は、平成15年8月から、当分の間という記載がございます。ですので、1年なのか2年なのか、会社経営がうまくいけば、一括して支払いをしていただこう、そういう当時の考えがあったのではないかというふうに思われます。

○委員（前島広紀君）

同じく私も初めてこのことを知ったところなんですけれども、かなり以前の話ですので、お伺いしたいのは、判決では原告要するに長と元請業者にそれぞれ損害賠償金を支払うように、判決が下りたということでもありますけれども、この判決における、町が半分負担しないといけないとなったその判決理由といいますか、その辺りがわかりますか。もう古い話ですのでわかれば教えてください。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

判決の内容でございますが、溝辺町におきましては、体育館2階西側突き出し窓ガラス等修繕工事に関する請負契約を遂行するに当たり、その足場として、被告町が管理していたライトタワー、高所作業台でございますが、使用することを認め、もって民法716条ただし書き、所定の指図を行ったものと、認めるが相当で、修繕工事を行う出窓の下の方には、奥行き、89cmの出窓床があり、ライトタワーを、最も窓側に寄せた場合であっても、ライトタワーの作業台と、体育館の2階の窓との間には、1m以上の水平距離があり、本件の修繕工事を行うことはほとんど不可能か、あるいは作業する場合には、ライトタワーと、体育館の窓との間に、足場となるような工作物を設置することは、容易に推測ができ、かつ、町は、ライトタワーと体育館の双方を所有又は管理していたものである以上、そのような事態を予見すべき立場にあった。しかるに、町の職員は、ライトタワーを漫然と被告会社に対応したのみで、使用方法につき、特段の指示をすることなく、実際に使用する場面に立ち会ってもいなく、指図を行ったことについては被告町に過失があるものであるということで、町のほうにも、過失があるという判決が出たところでございます。

○委員（前島広紀君）

そういうことで判決では2,397万5,762円とその遅延金をそれぞれが同額を払うようにということだったわけですか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

今委員がおっしゃいましたように、それぞれ2,397万5,762円、それから遅延損害金が発生して、年5歩の利率で発生しております。結局、遅延損害金まで含めると、1人が2,814万6,887円。被害者の妻と、長男のほうに、支払いなさいという判決が出ております。

○委員（松枝正浩君）

まず、時効が来ているのかどうか、恐らく10年だと思うんですけれどもこの時効の時期がいつなのか、お示してください。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

民法では、債権の消滅時効期間は10年でありまして、時効の期間は経過いたしておりますが、私^{わたくし}債権ということで、期間の経過により、自動的に債権が消滅はいたしません。当事者が、時効の援用をしなければ、債権は残ったままとなっており、また債務者が面談時の口頭や文書等により、債権を認めておられますので、債権は今も生きていうふうに理解をしているところでござい

す。

○委員（松枝正浩君）

わかりました。ありがとうございます。債権の継続から、今回の議会の議決という流れになっているという形になると思います。それでは、今回債権を放棄されるという議案であるんですけども、債権を放棄されるメリット、例えば、放棄しない場合のデメリット、それぞれ教えてください。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

デメリットは多額のお金を放棄するということになってしまいますので、非常に市としては、デメリットになるのではないかと思います。当該債権の債務者である法人は、既に解散をされておりまして、弁済に充てる財産も残っていない上、代表者も高齢なため、今後、法的に回収できる見込みがほとんどない状態でございます。このような状態のまま、今後も請求等の債権管理事務を継続することは有効性がないことから、今回、行政の説明責任を果たして、透明性の高い市政運営を進めるため、議会の議決を受けて、求償権を放棄するものでございます。

○委員（松枝正浩君）

確認なんですけれども、例えば今回放棄するということでの議案ではあるんですけども、放棄しなかった場合のデメリットが何かありますでしょうか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

先ほども言いました。法人の債務者が非常に高齢でございまして、もし、死亡されるというようなことになると、相続は発生しませんけれども、清算人という形でまだ残っておりますので、いずれかの方を清算人として、また、あとに据えないといけないということから、債務がそのままずっと残ってしまうという可能性がございますので、今回、こういう処理をしたところでございます。

○委員（松枝正浩君）

かなり期間がたってから、今回旧町時代からのものを引き継ぎまして霧島市が合併をしまして、今回、このような形で提案をされていると思うんですけども、今回の提案に至った、まだ早く出来たのではないかとということも考えられるんですけども、この時期に至った経緯があれば、少しお示しください。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

債権管理に問題があるということがわかりましてから、庁内の関係者と再三にわたりまして、協議を行い、顧問弁護士やほかの弁護士にも債権管理について、相談を行っております。求償権を放棄するほかに何かよい手だては、ないかということで、いろいろ調査研究を行ったところでございますが、調査の結果、有効な手段がございましたので、今回の議案提出となったところでございます。

○委員（松枝正浩君）

それではこの議案に関連して以前、質問で少しさしていただきましたけれども、市の^{わたくし}私債権が4割ぐらいあるということでお話をいただいたところですけども、何件ぐらい整理されて、把握されていらっしゃるのか、お示しください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

債権につきましては、私ども財産管理課が本市全体の債権について総括している立場ではございませんが、今回の議案提出に関連しまして、庁内の状況を把握したところです。^{わたくし}私債権につきましては、私どもが把握したので20件ほどございます。

○委員（仮屋国治君）

債務者には弁済する資力もなくという表現なんですけれども、法人格としては、もう資産も収入もない状態だと思いますけれども、個人的な資産状況はどうなっているのか、もしあったとすれば

こういう行政との契約においては、効力は及ばないものなのかどうか、その辺までお示しをいただけますか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

債務者に面談をいたしまして、面談を通しましての現在の実態調査や、弁済困難であることを客観的に証明する書類等によって判断をいたしたところでございます。また、本人の了解を得まして、法人の資産調査も行っております。なお、私法上の債権に関する情報の入手に当たっては、調査権限がないことから、個人情報利用同意や秘密の保持に配慮する必要がございまして、債権者から直接徴収するなどの工夫を行ったところでございます。

○委員（仮屋国治君）

ということは、個人的なものは、この契約には及ばないという理解でよろしいですね。

○総務部長（橋口洋平君）

契約の相手方があくまでも法人の明興インテリアでございますので、個人には及ばないということになります。

○委員（前島広紀君）

関係するかなとも思うんですけども、私の過去の経験からすれば、発注者は溝辺町で受注者は、明興インテリアであるので、この死亡されたのは、下請業者の方ということですよ。であれば、今までの経験からいけば、発注者に、責任はなかったように思うんですけども、さっきの判決理由で、台を貸したことが原因ということで、溝辺町に責任がきたのだろうかというふうに思いますけれども、もう古い話ですので、その付近のことは、お答えできないですよ。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

平成12年1月14日に明興インテリアのほうから修繕が終わったということで、完了届が出ておったわけですが、二、三日後に完成検査をしたところ、修繕の未完了部分があったために、追加修繕を行いました。最初は、足場を組んで、修繕がされておったんですけども、業者のほうで追加修繕が終わったというふうに理解をしまして足場を撤去した後、完成検査が行われておまして、追加修繕の工事におきましては、先ほど言いました。町が保有しておりました、高所作業台、ライトタワーを、足場代わりにお貸しした。そのことが、町にも責任が及ぶということで判決が出たようでございます。

○委員（宮内 博君）

確認ですけど、工事費用の契約金額は49万5,600円ということなんですけれども、それが、死亡事故につながって、今回のような多額の損害賠償をしなきゃいけないということになるわけですが、今の高所作業台を漫然と旧溝辺町が所有していたものを事業者へ貸したということで、それが一つの行政側の責任ということにもつながったということではありますが、その足場が組まれている段階で、完成検査までやるというようなことは通常なされないんですかね。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

先ほども申し上げましたが、市が、平成12年1月14日に、工事が完了したということで業者のほうで、町の担当者のほうに、その旨を伝えに来たようでございます。しかしながら、その担当者が、当日は出張中ございまして、完成したということが、町のほうに伝わっていなかったと。で、業者のほうはもう完了したということで、足場をそのまま数日を置きますと、また足場代がかかるということ、ことから、業者の判断で、足場を撤去したようでございます。そのことから、仮設の高所作業台、ライトタワーを貸すことになったというふうになっております。

○委員（宮内 博君）

様々な事情は重なってそういうことになったということではありますが一つは、こういう事態が二度とあってはならないということでもありますので、どういう教訓を導き出して、その後に生かしていくのかということなんですけれども、この事故が発生して以降、当然合併をして、霧島市の行政運営にも影響してくる話なわけですけど、どのように改善がなされたのか、お示してください。

○総務部長（橋口洋平君）

こういうことがあったということが合併して霧島市になってからも職員全てが知っているっていうことじゃないんですけどもこういうのがあったと。なかなか賠償金が入ってこないということも共通認識であるというふうに考えております。そういった中で、こういった、まず基本的に技術者ではない職員が、まずやるっていうことが、霧島市なってからはありませんので、その辺はきちんと、公共の事業でありますので、公共の建設の仕様に従って発注するというようなことで、しっかりと技術を持った技術者が指示し、その下に、監督し、完成するというところで、霧島市になってからは、こういった大きな事故ってというのは起こってないところでございます。

○委員（仮屋国治君）

この事故に労災が認定されたのか、されなかったのか、参考までに教えてください。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

労災のほうはおりてはおりません。

○委員（宮内 博君）

労災事故そのものであるというふうに思いますけども、そのところを紹介してもらえませんか。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

私も、調べたんですけども、労災のほうはその明興インテリアさんが受けるべきものだと思うんですが、面談をしているいろいろお話をする中でもそういう話が出てきておりませんので、該当しなかったらと思います。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 4 4 分」

「再 開 午前 1 1 時 4 6 分」

再開します。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

仮屋委員から出ました労災の件につきましては、もう 1 回調べまして、御報告させていただきます[25ページに答弁あり]。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第15号に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 4 6 分」

「再 開 午後 0 時 5 5 分」

△ 議案第 2 号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第 2 号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第 2 号「霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。議案書は 1 ページから 2 ページ、新旧対照表も 1 ページから 2 ページを御覧ください。議案第 2 号「霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、令和 3 年 8 月の人事院勧告時に、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出がなされたことを受け、「人事院規則（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則」が公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、引き

続き、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

議案第2号「霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。議案書は1ページから2ページ、新旧対照表も1ページから2ページを御覧ください。また、配布している資料も一緒に御覧ください。議案第2号「霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、昨年8月10日に人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされています。今回、その措置のうち、資料の4の①と5について、令和4年4月1日から施行予定とされているところです。それを受けまして、本市においても、地方公務員は、国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められていることから、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等について、令和4年4月1日から適用するために条例を改正するものです。今回の改正点の1点目は育児休業、部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」とする要件の廃止であり、2点目は育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を定めています。具体的には、「霧島市職員の育児休業等に関する条例」の第2条第3号において、非常勤職員の育児休業について、育児休業の取得要件が、これまで「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」とされていましたが、今回の改正で在職期間が取得要件から除かれています。また、「特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員」を、「引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員」に改めています。また、第19条第2号において部分休業について「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」として、「特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」が削除され、在職期間が取得要件から除かれています。また、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置として、第23条に、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等を、第24条に、勤務環境の整備に関する措置を、新たに規定しています。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

具体的に今回の条例改正に当たって、庁内で一定の環境整備っていうのが必要になってくるのかなっていうふうに思うんですけども、特に第24条の部分で、研修会の実施であったり、相談体制の整備であったりというようなことなどを、講じることが義務付けされているということになっているわけですけど、その辺についてはどういう、検討がなされているんですか。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

今回の条例改正については、今説明しましたとおり、期間の要件を削除するというので、今までも育児休業等を取得する職員がいたところです。それにつきましては、現在活用しています霧島市職員支え合いハッピープランという計画と、霧島市職員のための子育て応援ハンドブックというものがあります。そういうものを活用しながら、現在におきましても育児休業制度について周知するとともに、気軽に相談しやすい、何かあったときは、総務課あるいは関係課の上司等に相談しやすい体制をとっているところであります。今回、条例等も改正したことにあわせて、さらに、そういうような相談体制がしやすくなるようにするとともに、今言いましたプランプランとかハンドブックの周知を図りたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

周知を図るということですけども研修等の実施も義務付けられているということになるわけですけども、それは今そのハンドブックを配布しているということだけではなくて、従来も、研修会等も実施をして、対応してきたという理解でよろしいんですか。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

特にその育児休業に関する研修会という、特別にそのためのものということはありませんけれども、例えば管理職研修において、やはり職場環境をよくするというので、そういう育児休業を取得しようとする職員がいる場合には、こういうものを例示して、実際にこういうものを示した上で、取得しやすい環境を整えるようにということで、周知を図ってまた研修の中においてもそういうことを説明し、周知を図っているところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第2号に対する質疑を終わります。

「休憩 午後1時10分」

「再開 午後1時11分」

△ 議案第3号 霧島市税条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第3号 霧島市税条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第3号「霧島市税条例の一部改正について」御説明いたします。議案第3号につきましては、令和2年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」のうち、「現所有者の申告制度」について、システム改修等の準備が整ったことから改正をしようとするものです。詳細につきましては、税務課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（浮邊文弘君）

議案第3号霧島市税条例の一部改正について新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の2ページになります。第74条の3の現所有者の申告についてです。地方税法では、固定資産税は固定資産の所有者に課するとされ、当該所有者が、賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該固定資産を現に所有している者を所有者と規定しています。令和2年度の税制改正において、登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている個人が死亡している場合、市町村の条例で定めるところにより、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができるとされたことから、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から申告を制度化するものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

第74条の3第2号、当該個人の住所及び氏名というのは、どちらを指しているんですかね。

○税務課固定資産税グループ長（用具大星君）

第74条の3第2号でございますが、これは、台帳に登録された方の個人の住所及び氏名のことを指しております。

○委員（仮屋国治君）

1のほうで、土地又は家屋の現所有者の住所氏名を求める云々で、登記者の住所氏名はここからでないんですかね。どういうケースがあるんですかね。

○税務課固定資産税グループ長（用具大星君）

第1号のほうでは土地又は家屋の現所有者の住所ということでございますので、現所有者という

ものが第74条の3の頭のほうで、現所有者と法第384条の3に規定する現所有者をいうということになってございます。法第384条の3に規定する現所有者というのは、登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における、当該土地又は家屋を所有している者と規定されておりますので、ここでいう現所有者というのは通常、相続人を想定しているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

参考までに聞くことが多いんですけど、今までも10万円以下の過料を科すというのを条例化しているんですけども、実際10万以下の過料を科したことがあるんですかね。

○税務課長（浮邊文弘君）

今まで、過料を科したことはないと考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第3号に対する質疑を終わります。

「休憩 午後1時16分」

「再開 午後1時17分」

△ 議案第5号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第5号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第5号、霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。今回の議案は、国分総合プールに隣接するふれあい温泉センターを廃止することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。詳細につきましては、スポーツ・文化振興課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

それでは、議案第5号、霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。令和4年第1回霧島市議会定例会議案の7ページ、新旧対照表は11ページを御覧ください。今回廃止するふれあい温泉センターは、平成4年度に高齢者福祉を目的として整備され、令和元年8月まで地域住民の憩いの場として利用されてきました。このような中、都市計画道路新町線の改良工事に伴い、埋設していた温泉配管が使用できなくなったため、利用者への説明会を開催したのち、令和元年9月から休館しています。ふれあい温泉センターの再開については、これまでに寄せられた利用者からの意見を踏まえながら検討しましたが、ボイラーやタンク、配管等の設備更新という大きな課題や、近隣には民間の温泉施設もあることなどから、最終的には霧島市公共施設管理計画において、温泉センター等の施設は「大規模改修や設備の更新時に統廃合や廃止などについて検討する」となっていることもあり、総合的に判断した結果、廃止することとしました。なお、今後については、国分総合プールや国分運動公園の倉庫として利活用してまいります。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（松下太葵君）

平成30年度の管理コストと年間の収入を教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

平成30年度は、年間の収入が約117万円、コストが年間501万円でございます。

○委員（松枝正浩君）

課長の口述の中で利用者の説明会等を行ったということですが、どのような声があったのか、そしてまた、この利用者以外の声も聞かれているのかどうかお尋ねをいたします。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

利用者の声ということでございますけれども、令和元年7月に説明会をいたしましたけれども、その際には、近くに温泉があって助かっていたとか、あるいは利用者の方からは温泉というよりも、話をする場を求めているという、交流の場であるということで、温泉が欲しいというような御意見があったところでございます。それから今ございました広くという点でございますけれども、個々の施設につきましては、65歳以上の高齢者を目的とした施設であるということから、特に、広く意見を求めることはしておりませんが、利用者の声は、お聞きしたというふうに考えております。

○委員（松枝正浩君）

それから、あとの利活用については国分総合プールや、国分運動公園の倉庫ということで非常に荷物等がなかなか入りにくい状況なのかなというふうに推測するわけですが、非常に平成4年の建物であれば、恐らく鉄筋コンクリートの屋根ですかね。相当数の耐用年数がまだ残っているように思います。今後財政健全化計画の中でも、非常に財源不足だということもお聞きしているわけですが、例えば、廃止するに当たって、その場所を貸し出して賃料なり、そういったものを得ていくというような、検討はなされたのかどうかお尋ねをいたします。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

今回温泉センターのあとの利用につきましては、当面、国分総合運動公園、それからプールの倉庫として活用していきたいというふうに考えているところですが、今、委員からございました。民間への貸出しとか、そこらについての具体的な検討までは至っていないところでございます。我々としては、当面倉庫として活用しながら、また、新たな方向が見えてきたら、その際また検討できればというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

直接的には県道を含めた道路改修があって、そこに埋設されている温泉の配水管、これを移設するには大変多額の経費が掛かるということで、いわゆる温泉を引くということ自体を断念して、そして沸かし湯でプールのほうも対応するというようなことが一つは引き金になっているわけですね。当時、どれぐらいの経費を掛けて、温泉を引くことができなくなったことによって改修をしたのか、その辺をまず、お示しをください。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

令和元年9月から休館をいたしまして、温泉が引けなくなったということでございますけれども、その際、プールのほうは、温泉を引けなくても、冬場の利用を何とかしなければいけないということで、既存のガス施設の熱交換器を交換いたしました。そのときに、補正をお願いいたしまして、297万円の熱交換機の修繕費を入れているところでございます。それによりましてプールのほうは今、通常運転をしているというところでございます。

○委員（宮内 博君）

そういう熱交換金をやって沸かし湯でプールは対応できるということにしたわけですが、同時に配管は当然生きているわけですね。現在も。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

配管が生きているというのは温泉の配管のことかと思いますが、温泉の配管につきましては、約30年経過しているというようなことから、現在そのまま、埋め殺しという形で置いたままで

ございます。

○委員（宮内 博君）

いわゆるプールに活用する温泉水と、温泉に活用する温泉水は、同じ温泉水を使っていたわけですよね。ですから、地下に埋設している埋め殺しにしている部分も一部あるだろうというふうに思いますが、そういうのは一定の設備投資をすれば活用できるということではないかと思うんですけどもその辺どうなんですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

工事についてはボイラーの増設とか、タンクを取り替えるというようなことをすれば温泉も再開できるってことだったんですけども、この費用が概算で大体1,000万円程度かかるんじゃないのかなというふうに当時検討しております。

○委員（宮内 博君）

概算で1,000万円ということでありまして、プールのほうは、とにかくお湯が使えるような形で改修をしようということ、二百数十万円、300万円足らずで、ということでありましたけれども、当時から、温泉のほうにも活用できるような、対応というのは考えていなかったということなんですかね。本会議でもやりとりがあって、しばらく経過を見た上で対応していきたいというようなやりとりがなされていたということがあるんですけど、その辺はどうなんですか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

先ほど申し上げました熱交換器の交換の際に、取り急ぎ、急ぐ課題は国分総合プールの冬場の利用に備えてということとございました。あわせて温泉センターのほうにも、配管工事をして、一緒にまた、沸かし湯でも再開できないかというようなことも検討いたしましたけれども、結構大きな金額がかかるということと、それから維持費もかかってくるというようなこと。それから、当時から、公共施設管理計画のことも踏まえながら、その際は、慎重に検討する必要があるというようなことで、委員会でも申し上げたと思っておりますけれども、しばらく様子を見ながら、利用者の声を聞きながらというようなことで、現在に至ったところでございます。

○委員（宮内 博君）

しばらく様子を見ながら、利用者の声を聞きながらということとですけど、実際にその後、利用者の声を聞く機会ってというのは、あったんですかね。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

令和元年7月に一度説明会をいたしました。そのあとについては特に、特段の説明会というものは設けておりませんが、要望書が出たりとか、御意見箱にあたりとか、そういうのが2件ほどございましたけども、あとは、大きな御意見というのは余り寄せられていないところでございます。そのようなことから、特に説明会というものも、その後は開催していないところでございます。

○委員（宮内 博君）

現地足を運んで施設を見させていただきました。それで、外観、はもう本当に、稼働している施設そのものというような感じですけど、中はさすがに使ってないから少し、手を入れていかなきゃいけないのかなというふうに思いますが、これは補助事業で建設したものではないんですか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

これは補助金ではなくて起債で平成4年度に建てられたものでございます。

○委員（宮内 博君）

当然その起債を起こしてということであるけれども、それは耐用年数とかそういうものは全く、何らかの規制があるかかるといふようなことではないかというふうに理解してよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

この起債は地域総合整備事業債でございますけれども、これにつきまして、償却期間とか、そこらについて今手元に資料ございませんので、後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。

○委員（宮内 博君）

今回、公共施設管理計画によって、公共施設が何か所か廃止されようとしているわけです。今回のこの温泉施設についてもその一環だということなんですけれど、公衆トイレなんかも廃止をするというような公共施設管理計画の一環として、新年度で入っているようなものがあるようでありませぬ。現に活用されている、あるいは市民福祉の向上のために、もっと整備をして、地域の高齢者あるいは障がい者の方たちに貢献できる、そういう施設まで、一緒くたに廃止をするというような方向性があるんじゃないのかなというふうに見受けられるんですよね。極めて老朽化が進んで、もうこれはもう廃止しかないよねというのであれば、それはやむを得ないだろうというふうに思うんですけれども、少し安易ではないのかなというふうに思いますけれども、その辺部長どうですか。

○市民環境部長（本村成明君）

御指摘の考え方も多少は理解ができるんですが、まず、基本的なところで公共施設管理計画の基本的な方針を、今私手元に持っておりますけれども、委員の皆様方の御承知の方も多かろうと思っておりますけれども、とにかく霧島市は合併をして、施設の保有数が類似団体に比べて多いということはおわかりのことだと思います。それで、将来に向かって総量を縮減していかないと、財政が立ち行かなくなりますよということで、このような計画が出来ているというふうに私どもは理解しております。基本的な考え方の中には、施設の老朽化への対応がどんどん求められてきて、発生するコストが市の財政を圧迫することが必至であると。そのことによって、ほかの行政サービスの継続が困難だけでなく、次世代の子供たちに多大な負担を残すことになっていきますといったような基本的な考え方を持っているところであります。したがって、今現在、霧島市では、公共施設の管理計画の推進本部、部長級、課長級それぞれの会議がございまして、施設を分類して、この施設は、このまま使い続けて残していきますよという施設、それから、もう一方では、もう大きな改修等せずに、このまま、機能があるうちは使い続けるけれども、やがては廃止していく施設、そして今、宮内委員がおっしゃいましたように、もう、すぐに老朽化のために解体等をしていく施設、いろいろな仕分をしているところであります。ですので、令和4年度予算に公衆トイレのこともおっしゃいましたけれども、出ているものについては、そういう、今最後に申し上げた、分類になった施設だというふうに思います。それで今回、このふれあい温泉センターは廃止をお出ししているわけなんですけれども、これにつきましても、今申し上げたような考え方に沿って、結論を出したということになります。

○委員（藤田直仁君）

今後のこともいろいろあるでしょうからお聞きしたいことがあるんですが、まず一つには、今日視察に行った段階で、当初はすごく繁盛という利用者も多かったと。もう廃止前になると、1日30人程度の利用者しかなくなったということは聞いていたんですが、ここに使用制限の中に65歳以上というのがあるんですけれども、例えばずっと減ってくる段階の中で、条例を変えて、対象者の幅を増やすとか、そういう試みっていうのはまずできなかったのか。今後も、ほかの施設でもやっぱり何らかの制限を加えている施設は、どうしてもそういう時代の流れがあって、なかなか今コロナが優先される時代ですので、ああいう施設でたくさんの方が入るっていうのは、ニーズに合わないかもしれないんですけれども、ただ、ほかに手だてがなかったのかなっていうところはどうか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

今、委員からございました、年齢を広げるというそこまでの具体的な検討はしていないところがございますけれども、私どもがこのふれあいセンターを検討する中で、やはり、先ほども少し申し上げましたけれども、近隣に、民間の温泉施設あるというようなことも一つの検討の中での大きなテーマでございました。平成12年に当時の自治事務次官から出ている通知の中で、公共地方団体、自治体が温泉施設とか、そういうをつくる場合には、あるいは改修する場合、更新する場合には、その辺についてはよほどの条件がなければ認められないと。例えば、周りにも全く温泉施設がなく

て、という場合であればいいけれども、周りに温泉施設があるのを、また行政がそういうことを行っていないという通知が出ているところでございます。その辺もございましたので、いろいろ霧島市公共施設管理計画も踏まえながら検討したところでございます。

○委員（藤田直仁君）

あわせて、例えば行政がすることですので、利益だけの追求というのは当然おかしいと思うんですが、例えば障がい者向けの温泉施設とか、そういう検討はされてなかったんでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

今ございました、障がい者向けの施設とか、その辺についても、先ほどと同様、特に具体的な検討はしていないところでございます。

○委員（前島広紀君）

先ほどから、近隣には民間の温泉施設があるということの一つの理由に挙げておられますけれども、そもそもふれあい温泉センターは地域住民の高齢者福祉を目的としてつくられたわけなんです。それで、地域住民の憩いの場として、地域付近の65歳以上のいわゆる高齢者の方が、利用されていたという経緯があると思いますし、以前、何かの都合で、しばらく休館したことがありましたよね。そのときも相当苦情が来たというふうに聞いております。そういうことで、付近の高齢者にとっては、大切な施設だろうと思うんです。付近にありますと言いますが、行く手段がない人たちも、多いのではないかなというふうに推測される状況ですけれども、この高齢者福祉という観点からは、どういうふうに議論されましたでしょうか。

○市民環境部長（本村成明君）

先ほどの藤田委員の障がい者福祉の観点、それから今の前島委員の高齢者福祉の観点、なかなか、私も、ちょっと申し上げにくいことなんですが、公務員の一番苦手とするところで、横断的に物事を考えるということが出来てない面があることは正直に認めたいと思います。ただ、私が思いますのは、先ほどこの施設が平成4年に建設され、それから、もうかなりの年数がたつわけでございます。その間、介護保険制度を始め、いろいろな高齢者福祉のサービスはどんどん充実をしてみました。高齢者を取り巻く環境というのは、大変な変化があったんだろうと思います。もちろん、その変化があっても、車をお持ちでない方、近くに歩いて行ける温泉がある、こういう利便性は、何も変わらないわけですが、そういう高齢者福祉という観点で考えますと、大きな時代の変化があったわけでございますので、その辺は踏まえた上で、やはり、いろいろな、市民の皆様の公平性といったようなものも考えて判断をしなければならないというふうに、今、考えたところです。

○スポーツ・文化振興課長（上小園拓也君）

先ほど宮内委員から御質問いただきました、起債の償還の関係ですけれども、既に、起債の償還も終わっておりますので、この建物を特に取り壊しても、あるいは用途を変えても問題ないということを確認したところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第5号に対する質疑を終わります。

「休憩 午後1時41分」

「再開 午後1時45分」

○委員長（宮田竜二君）

再開します。

○溝辺総合支所長兼地域振興課長（齋藤 修君）

先ほどの議案15号の関連で回議議員のほうから御質問をいただきました。ことにつきまして、時間をいただきまして誠にありがとうございます。退席後、明興インテリア有限会社の福元氏に連絡をとりまして確認しましたところ、労災保険には加入しておらず、当時は、労災保険は給付がされ

ていないということでした。

△ 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

それでは、議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、説明します。議案集の21ページを御覧ください。今回の議案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、市道の整備を行うことにより、野上地区住民の利便性の向上と地域の活性化を図ろうとするものであり、その根拠となる辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、地域政策課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

次に、議案第14号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の詳細について、説明します。今回の議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に基づき、霧島地区の野上辺地において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものです。はじめに、辺地とは、同法第2条に規定する地域で、かつ、所定の要件を満たしている地域であり、当該地域においては、公共的施設を整備する際、元利償還に要する経費の80%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債である辺地対策事業債を発行することが可能になります。それでは、野上辺地の総合整備計画書の内容を説明します。議案集22ページを御覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ここに記載のとおりですので説明は省略いたします。3. 公共的施設の整備計画を御覧ください。今回の総合整備計画では、野上辺地内にある1路線の市道整備を計画しています。令和4年度から令和8年度までの5年間で、市道泉水～市後柄線の道路拡幅改良工事等を行うこととし、総事業費1億9,700万円を見込んでいます。以上で、説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

まず、お聞きをさせていただきたいのが、昨年度、霧島市過疎地域持続的発展計画が、令和3年から令和7年度までということでしたけれども、今回、事業年度が、令和4年度から令和8年度ということになっております。この辺の関係性について説明をお願いいたします。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

昨年9月に議会で議決をいただきました、国の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、こちら特別措置法でありまして、国においては、令和3年4月1日から、令和13年3月31日までの、10年間の時限立法となっております。それに基づきまして、その10年間のうち、始期を昨年4月1日から5年とするものが、過疎計画による5年間の基準になります。辺地につきましては、その地域ごとに基本的に始期から5年間というふうに定められておりますので、過疎法と準じる必要はないというふうになっております。

○委員（松枝正浩君）

もう1点確認なんですけれども、この計画の中で当初定められていた延長400mということになっておりますけれども、今回、503mということになって延長が変わっております。この辺は変更というような形になるのでしょうか。

○土木課主幹（丸山省吾君）

今回は、5期整備計画でございまして、先ほど委員からありました400mというのは、第4期が424mでございまして、今度の503m全く新しい区間ということでございます。泉水～市後柄線につきましては、5期の整備計画を目指しているというところでございます。

○委員（有村隆志君）

今回の過疎は時限立法ということでございます。これは、市内どこでも使えるということなんですか。地域が特定されているんですか。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

まず、本議案については、辺地に係る対策事業の計画でございまして。今委員がおっしゃられた過疎については、昨年、9月議会で策定を御承認いただいた、過疎法に基づく過疎計画で、過疎計画につきましては、一部、過疎ということで、旧合併前の市町村単位によって指定がなされます。御存じのとおり、新たに霧島地区が追加されたところであります。辺地につきましては、市町単位ではなくて、一定の集落単位を基に、エリアで設定をされることになっております。それにつきましては、一定の集落機能を持った地域をリストアップしまして、政令に定める要件に基づいて、対象となるエリアを設定いたします。その方法といたしましては、人口が周辺に50人以上あるということ。それから基準点を固定資産税の評価による一番高いところを中心といたしまして、そこから駅であったり、病院であったり、市役所あるいは保育園、学校、そういったところへの距離等を点数化したしまして、一定の点数に達したところを辺地というエリア設定という形で、そこにおいて、地方債、いわゆる辺地債を活用する場合に、この計画を策定し、議案の議決を求めるものでございます。

○地域政策課長（藤崎勝清君）

答弁の読み方を間違えまして、失礼いたしました。私の最初のところで、市道イズミと申し上げましたけども、市道センスイが正しいようです。訂正いたします。

○委員（仮屋国治君）

平成14年からの継続事業みたいになってるわけですけども、6期以降路線の延長というのは、計画されてますか。

○土木課長（西元 剛君）

今回この5期で平成4年から8年で完了予定ということでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第14号に対する質疑を終わります。

「休憩 午後1時55分」

「再開 午後2時00分」

△自由討議

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。まず、議案第2号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第3号 霧島市税条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第5号 霧島市営プールの設置及び管理に関する

条例の一部改正について、意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

現地を見させてもらいました。それで実際、5年間の利用状況というのは本会議で、やりとりをされたんですけど、ピーク時は1万7,000人以上が利用していたということでありました。65歳以上の方あるいは障害者の方が利用できるという施設でありますので、当然その、移動手段に困る人たちであったり、近くに温泉があれば、利用できるのにとというような方たちの利用が多かったのかなというふうに思うんですけど、同時にその210円という、非常に入りやすい入浴料というようなこともあって、ピーク時にはそれぐらいの利用があったというふうに思うんですけど、いわゆる市民福祉の向上というのが行政の本来の目的でありますので、そのためにいかに行政が努力をするのかっていうことが、今、問われていると思うんですよ。1市6町合併して確かにその七つの自治体が一つになったわけですから、7か所同じような、その施設が複合するところも当然あるわけですね。それをどういうふうに計画的に整備をしていくのかっていう大きな課題の一つではあるけれども、やっぱり市民生活に直結して、高齢者や障がい者の方たちが、交流の場として使っていたようなところを一緒にたにしていいのかということが問われるということではないのかということ、行政側に言わせると、行政側というのはいわゆる縦社会ですので、横の連携というのがそこはなかなか苦手なんだというふうに、部長もそうおっしゃってましたけれど、そういういわゆる公共施設をどう扱うのかということを含めて議論をするときには、そこがやっぱり肝腎なところじゃないのかなというふうに思うんですよ。ですから、今後、さらに公共施設の管理計画っていうのは事業が進んでいくというふうに思いますけれど、そこら辺りを十分議論してほしいというふうに今日の議論を聞いて思ったところです。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第8号 霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に議案第15号 権利の放棄について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終わります。

△ 議案処理

○委員長（宮田竜二君）

それでは、これより議案処理に入ります。

△ 議案第2号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

まず、議案第2号 霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第2号について原案のとおり可決すべきものと決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第2号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第3号 霧島市税条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第3号 霧島市税条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第3号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第3号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第5号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第5号 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第5号、霧島市営プールの設置及び管理に関する条例について、私は反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。2019年9月議会の予算委員会で、この問題については議論をされた経過があります。その中では、地域住民から親しまれてきた施設を今後どうするのかということ、議論がなされた経過があつて、執行部はしばらく様子を見ながら検討していくというふうに、答弁をしているわけです。しばらく様子を見るっていうのは閉館のための様子を見ていたというのが今回、廃止条例が提出されて、明らかになったところでもありますけれども、当時の委員会議論では約400万円の経費をかけて、温泉を利用するのではなくて、沸かし湯を活用して、温水プールは継続をするということでの議論がなされているわけですが、本会議の中でも、議論がありましたように平成26年から平成30年までの5年間の利用状況をここでは紹介されているわけでもありますけれども、利用者数はピーク時の平成27年には1万7,558人が利用しているということが報告をされています。この5年間の平均で見ると、年間1万4,408人の利用があつたということでもあります。1日約50人の利用があつたということです。65歳以上の高齢者の方、あるいは障がい者の方等がこの温泉施設を利用して、身近なところで憩いの場、交流の場として、健康増進のための施設として活用をされてきた、近隣住民に大変この親しまれてきた温泉施設ではなかったのかなというふうに思います。道路改修によって、温泉の利用が不可能になるということで、沸かし湯で対応をするということにしておりまして、隣のプールは、今でも温かいお湯を活用できるという状況になっているわけです。ですからこれに少し、設備を導入して、まだまだ使える施設を近隣の方たちの憩いの場として、あるいはその高齢者や障がい者の方たちの交流の場として活用できる、こういう形で整備をすることこそが市民の負託に応える取組ではないかというふうに思います。来年に今回、廃止をするという条例でありますので、これには同意できないということを申し上げておきたいと思っております。

○委員長（宮田竜二君）

次に原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

私は、議案第5号、霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論に参加します。今回の温泉センターの廃止は、公共施設管理計画で、温泉センター等の施設を大規模改修、設備の更新で、統廃合、廃止することを判断してきた中での廃止ということで、やむを得ないものと判断いたします。私は議員としても、厳しい判断ですが、今まで各地の施設も廃止してきた経過もあり、是とせざるを得ないのかなというふうに考えております。今後、このことから、なくしたものに対して、なくなりはしますが、ビルドアンドスクラップで、また他の政策や福祉サービスの充実を進めていただきたいものとお願ひし賛成といたします。

○委員長（宮田竜二君）

討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者6名。起立多数と認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第8号 霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第8号 霧島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第8号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第14号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第14号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第15号 権利の放棄について

○委員長（宮田竜二君）

次に、議案第15号 権利の放棄について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第15号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第15号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第1号 コインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情書

○委員長（宮田竜二君）

次に、陳情第1号 コインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回提出されておりますコインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情書であります。陳情者にもおいでいただきました。現地にも足を運んで、コインランドリーの施設が、住宅地に近いところに整備をされているということも、確認したところです。陳情者自身も、24時間営業のコインランドリーで夜中に起こされることがあったり、眠りが浅かったりというようなことで、実際に影響を受けていらっしゃることをお話いただきました。また因果関係は不十分ですけれども、体にも異変が生じているということなども、具体的にお示しをいただいたところです。いわゆる市街化が進む中で、市民生活に身近なところにこういう騒音であったり、あるいはにおいを発するそういう施設であったりというのが建設をされるというのは、都市化が進めば進むほど生じうることではないのかなというふうに思います。日本はいわゆる経済が優先をされるということがあって、それによって生じる様々な影響を受ける、市民との間で、様々なトラブルもこれから、一層起こってくるだろうというふうに思うんですね。ただ、一定の法律的な規制があって、その規制から外れるということになりますと、行政としてはなかなか、対応するのは難しいと。あとは民間でそれぞれ話し合ってくださいということにならざるを得ないんですけども、一つの提起として受け止めて、こういうものに対して行政側としてどういう対応できるのかというのを、我々自身も、市民の立場に立つ、役割を担わされているわけでありますので、具体的な提案ができるような形で、取り組むことができれば、一層、学習などができればなというふうに思いますので、少し、一定、議論する時間が必要じゃないのかなというふうに思いますので、今回継続をされたらどうだろうかというふうに思っております。

○委員（有村隆志君）

今日のお話、陳情者から詳しくお伺いして、陳情された方の本当に私も、一時そういう自分でも原因がわからなくて、そういうかゆさを私の体験したことがありますけど、本当にその気持ちを思うと大変だなという思いで、聴くお話をお聞かせしていただいたところでございました。だけど、この陳情者の方は、何とか相手の方と話をしたいというふうに最初からおっしゃっておられましたので、やはりまずはそこを見守りながら、今宮内委員からもありましたけども、我々は何ができるのかなということも一つ課題なのかなというふうなふうに考えたところでございました。

○副委員長（今吉直樹君）

非常に、難しい問題だなというふうに考えておまして、我々は今新しい公害、いわゆる、今私が言ったのは、公の害で、新しい公害としての香りの害っていうのが、想定になっているというところで、非常に科学技術が進歩していく中で何万通りという、そういう物質が、これからも出てきて、学校や、そういった隣近所のトラブルとかに今後なっていくやすい問題なのかなと思っております。陳情者の方は本当に、ほかの方にはわからない化学物質に敏感に反応する体質を持っていらっしゃるというところで、聞いている我々にはわからない苦労がえられるなど。今後社会の中で、やはり取り残してはいけないというか、1人の意見をどう対応するかっていうのは、今後、非常に重

要な問題で、SDGsなどにもありますけれども、誰一人取り残してはいけないということもあります。明日は我が身という話もあるのかなと思っております。行政は、霧島市役所が、基礎自治体として、陳情者と、あとはその発元である今回のコインランドリーの事業者との間に入り、やはり穏便に解決したいという、その思いがあらわれるので、ぜひその行政の仕事として、ひとつ間に入っていただき、非常に難しい対応が迫られるんですけども、そこは基礎自治体の仕事として、やっていただきたいというふうに感じました。この陳情が乾い太郎のにおいの測定とか、そういった、全店舗のにおいの測定とか、そういった趣旨の陳情なんですけど、それはまた御本人の本心と少し違う部分でも聞き取れましたので、この陳情自体は、このまま通すのはいかがなものかと思うんですけど、その趣旨については非常に大事な部分が入っているなと思って宮内委員がおっしゃった継続とか、有村委員がおっしゃった部分も考えて趣旨採択か、継続かという気持ちで今おります。

○委員（有村隆志君）

私は、今回、家庭裁判所のほうに調停を申し出ていらっしゃるとおっしゃるので、議会としての対応は、今、私もお2人の意見と、今後はこういうことをきちっと、議会ができるような形も整備しないとけないと思う。そこにはこれが間に合わないと思うので、それで、今回僕らが何かアクションを起こしたことによります何かこう誤解を招かないために、まずはこのお話を伺うと、相手方も、歩み寄って、何かカバーをして、においがしないようなことも考えてらっしゃるので、ここは、まずは、この2人のお話をしっかり、その測定という場に出られるということを受け、お話をさせていただくということにして、やっぱり、全国のインターネットで見ますと香りの害、香害については、あちこち認めてきているような部分があるので、しっかり議会としてもどういう立場でいくのかということも議論もちょっとしたほうがいい。だから、私は今回陳情が不採択ということにして思ったりもしているんですけど、皆さんの御意見をお聞きして。

○委員長（宮田竜二君）

有村委員は採決をすべきということですね。

○委員（有村隆志君）

はい。

○委員（前島広紀君）

私も今回の被害に遭われているという方の気持ちは十分わかりますし、また市として何ができるかということも、議論したところなんですけれども、本人に聞いたところでは、そのコインランドリーの臭気と自分は因果関係があると思っているということでありましたけれども、医者判断としては、それがはっきりしないということでもありますし、またこれが、基本的には民々の話なので、この民々の話を議会が採択するというのは、今後いろんな問題が、私も個人的に道路の問題とか、林地の木の問題とか、そういう民々のいろんな、苦情、相談を受けることがあるわけなんですけれども、もしこれが、採択なり、継続なり、そういうことになっていくと、いろんな問題が出てくると思いますが、そういうことも、今後、議会は対応してくれるんだということになってくると、それも、いかがなものかなと思いますので、私は後で、討論で述べますけれども、この案件は、陳情1号は、不採択にすべきだというふうに思います。

○委員（藤田直仁君）

私も今、前島委員が言われたのとの同意見なんですけれども、私も確認したときに、この陳情の測定という部分では、どうも趣旨が違ってくるのかなと。本人の大変さというのはもうよくわかったんですけども、実際聞いてみれば、その機能的にも、その柔軟剤は、あそこで使って使用しているものではなくて、実際洗濯をしている段階で、ここでは柔軟剤を使ったものをただ乾燥したっていう状況で、香りの害、香害というふうな訴えをされてたので、ちょっと例えば乾い太郎にどれだけその責任があるのかなというのもちょっと、甚だ疑問なところもありまして、なおかつそのやっぱり民と民の問題ということもありますので、ここは不採択のほうがいいのではないだろうかというふうに思いました。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、討論に入ります前に、今、委員会で採決を行い、結論を出すか、それともさらなる審査が必要として、継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（宮内 博君）

先ほどの提案いたしましたように、この問題というのは新しい香りの害ということも含めて、問題提起しているというふうに思うんですよ。それで、執行部とのやりとりの中でも、少し申し上げましたけれども、霧島市の1年間の苦情相談を見ると、それこそ民々の相談ですよ。草刈りをしてなくて、やぶになっていると。火事が心配だというようなところとか、そういうのも含めて、年間、昨年だけで755件処理しているわけですよ。そのうちの悪臭、騒音、振動が65件含まれているということなんです。もともとだから、行政側の仲介といいますか、そういうその役割が求められている案件でもあるというふうに思うんです。それで香りの害というのは私も新しく認識をさせていただきました。それでもっと自らも学習をする必要があるなということを再認識したんですよね。ですから、継続をしてそういう時間をちょっととるべきだということを提案しているところでありますので、ぜひ継続をお願いしたいと思います。

○委員（前島広紀君）

今、宮内委員がおっしゃることは、よくわかります。これからも我々も勉強していかないといけない課題ではあると思いますけれども、それと今回のこの陳情とはかけ離れて考えてもいいのではないかなというふうに思います。その件に関しましては、総務環境常任委員会で、あと、またこれからの議題として、勉強していけばいいのではないかなと思います。いずれにしてもこの案件は、私は、不採択にするべきだというふうに思います。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、継続にするか、採決を行い結論を出すのか、決を採りたいと思います。まず、継続審査をすべきだという方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立 起立少数〕

それでは、本陳情について討論に入ります。討論はありませんか。まず、陳情に反対者の討論を許可します。

○委員（前島広紀君）

陳情第1号に、コインランドリーの悪臭測定と騒音測定を求める陳情書を、不採択にすべきだというふうに、討論いたします。理由は、五つありますけれども、陳情者の説明によりますと、令和3年7月ごろに近くにコインランドリーが出来たことにより、11月ごろから、頭皮体のあちこちに湿疹が出来、乾燥肌と診断されたとのことでありますが、令和4年1月26日の再診では、医者はコインランドリーからの柔軟剤のにおいの因果関係は不明と言われたということですから因果関係が不明であるということ。それと、同居家族には異変がないこと。それから付近の住民からの苦情がないこと。それと三つ目には、現地視察では気づけなかったことでもありますけれども、執行部の説明によりますと、このコインランドリー施設には、洗濯機はないと、乾燥機だけが9台あるとのことですので、乾燥の際にそれほどの柔軟剤のにおいが出てくることは考えにくいこと。それと四つ目に、悪臭測定では、執行部、当該事案は、悪臭というよりは、香りのにおいにあると考えられることから、悪臭防止法における、悪臭測定の対象には該当しないと判断したこと。それと、騒音測定では、コインランドリーの乾燥機から発生する音や利用者が、敷地内で発する騒音には、騒音規制法は適用されないこと。以上の理由などから、法に基づいて、行政指導などできないので、民と民の間に行政の関与は難しいことから、本陳情は不採択にすべきであると考えます。

○委員長（宮田竜二君）

次に、陳情に賛成者の討論を許可します。休憩します。

「休憩 午後2時35分」

「再開 午後2時46分」

再開します。賛成者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

陳情そのものに全面的に賛成なのかというふうに問われると、これは一つの問題提起だというふうには私は受け止めて、先ほど継続審査をすべきだというふうに申し上げたわけです。ということは今回決をとることは同意できないってことですよ。当然、一つの問題提起として受け止めて、そしてやはり、新しい香りの害、香害という形で、問題提起がなされているという観点から、我々自身も市民に寄り添って、この陳情書を考えるべきだというふうに思いますので、今回、採決そのものに反対だということで申し上げておきたいと。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、趣旨採択の御意見がありましたら。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、それでは、陳情第1号について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者1名、起立少数と認めます。したがって、陳情第1号については、不採択すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（宮田竜二君）

次に委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号等と、その内容を御発言ください。

○委員（松枝正浩君）

陳情に関して付け加えていただきたいのは、先ほど、質疑の中でも申し上げましたように、先進地的な事例で、都会ではもう既に取り組まれていることもありますので部長も答弁をされましたように、調査研究をしていくということでしたので早々に行政においても、情報収集をされて取組を行っていただきたいということを申し上げ、述べたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

議案第5号、霧島市営プール設置及び管理に関する条例の一部改正について、いろんな総合的な判断をして、この議案自体に反対ではないんですけれども、先ほど宮内委員も言われましたように、今後、1市6町が合併した皮切りに、公共施設の管理計画がどんどん進んでいくと思うんです。結局、その都度いろんなケースが考えられるんでしょうけれども、先ほど質疑したときに、例えば、まだ、協議が不十分な点が幾つかありましたので、いま一度そこを留意していただいて、もう少し協議を深めていただいた上での、この条例を出していただきたいなど。私に言わせれば、結果ありきで検討が不十分だというふうに感じましたので、そこを付け加えていただきたいなどと思います。

○委員（仮屋国治君）

今の藤田委員の意見にプラスさせてもらいますけれども、全庁横断的な丁寧な検討の取組ということ、付け加えていただければと思っております。

○委員（松枝正浩君）

議案第15号、権利の放棄についてでありますけれども、今回賛成ということでもありますけれども、

市の中には債権が様々ございます。^{わたくし}私債権については、20件ということで答弁もありました。適正な債権の管理を行うように求めておきたいと思えます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案6件、陳情1件については、3月30日の本会議で、表決となりますので、その日に、委員長報告を行います。これで付託された案件の審査を終了します。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（宮田竜二君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

一般質問で平原委員も、再生可能エネルギーの件で質問されていましたが、この委員会で、再生可能エネルギー、市内の状況を調査することはできないかなというふうに思っております。

○委員長（宮田竜二君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後2時48分」

「再 開 午後2時53分」

○委員長（宮田竜二君）

それでは、閉会中の所管事務調査については、市内の再生可能エネルギー施設の現状と課題について及び総務環境常任委員会の所管事項についてとすることよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（宮田竜二君）

次に、委員会全般に係るその他としまして、皆さんからの御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後2時55分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 宮田 竜二